

国民健康保険からのお願い!!

こんなときには届け出を

国保届け出



役場

| こんなとき | 持参するもの |
|-------------------------|-------------------|
| 他市区町村から転入したとき | 印かん、転出証明書 |
| 他の健康保険を脱退したとき | 印かん、健保の離脱証明書 |
| 生活保護を受けなくなったとき | 印かん、保護廃止決定通知書 |
| 子どもが生まれたとき | 印かん、保険証、母子健康手帳 |
| 外国人が加入するとき | 外国人登録証明書 |
| 他市区町村へ転出したとき | 印かん、保険証 |
| 他の健康保険に加入したとき | 印かん、国保と健保の保険証 |
| 生活保護を受けはじめたとき | 印かん、保険証、保護開始決定通知書 |
| 死亡したとき | 印かん、保険証、死亡を証明するもの |
| 外国人が脱退するとき | 保険証、外国人登録証明書 |
| 退職者医療制度に該当したとき | 印かん、年金証書、保険証 |
| 退職者医療制度に該当しなくなったとき | 印かん、保険証 |
| 住所、世帯主、氏名などが変わったとき | 印かん、保険証 |
| 保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき | 印かん、保険証、身分を証明するもの |
| 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき | 印かん、保険証、在学証明書 |
| 長期旅行などで別個の保険証が必要なとき | 印かん、保険証 |

医療費はみんなのもの

ふだんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。

- ① 重複受診はやめましょう。
医療機関が変わるたびに検査などがやり直しになります。
- ② 家庭医を持ちましょう。
病歴などを把握してくれているので治療の効果があがります。
- ③ 健康診断を受けましょう。
- ④ 診療時間内に受診しましょう。
特別な場合のほかは、時間外や休日の受診は避けましょう。
- ⑤ 日常の健康管理に気をつけましょう。

このマークをここに貼ってください

学 遠

① 学は就学のために他の市町村に住むとき。
② 遠は旅行などにより、長期に住所を離れるときに、別個に被保険者証が交付されず、被保険者証の第一面に表示されず、交付されません。



わからないことがありましたら国民健康保険係へ連絡をください。(内線139番)

◎加入の届け出がおくれた場合
国保に加入しなければならぬのに、届け出が遅れると、保険料をさかのぼったり、その間の医療費は全額自己負担となります。ご注意ください。

◎やめる届け出がおくれた場合
国保の資格がなくなったのに届け出が遅れ、うっかり国保の保険証を使って診療を受ける人がおられます。このような時は国保で負担した医療費(かかった費用の7割または8割分)を後で返していただくこととなりますのでご注意ください。

《注意したいこと》

～少ない掛金で大きな補償～
(1人500円)



交通災害共済に加入しましょう!

共済見舞金等級表

| 等級 | 災害の程度 | 金額 |
|------|---|------------|
| 1等級 | 死亡 | 1,200,000円 |
| 2等級 | 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚令第15号)別表第5の等級区分1級の各号に掲げる傷害 | 1,200,000円 |
| 3等級 | 身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の各号に掲げる傷害 | 700,000円 |
| 4等級 | 入院36日以上を含む実治療日数107日以上の傷害 | 200,000円 |
| 5等級 | 入院27日以上を含む実治療日数88日以上の傷害 | 170,000円 |
| 6等級 | 入院15日以上を含む実治療日数72日以上の傷害 | 140,000円 |
| 7等級 | 入院12日以上を含む実治療日数57日以上の傷害 | 120,000円 |
| 8等級 | 入院5日以上を含む実治療日数43日以上の傷害 | 100,000円 |
| 9等級 | 入院通院の実治療日数27日以上の傷害 | 70,000円 |
| 10等級 | 入院通院の実治療日数13日以上の傷害 | 50,000円 |
| 11等級 | 入院通院の実治療日数7日以上の傷害 | 30,000円 |

交通災害共済は、会員が交通事故により死亡したりけがをした時、その被災者や家族に見舞金を送り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため県内112市町村が共同運営している相互扶助制度です。

加入できる方は、平成12年4月1日(年途中の場合は申込み日)に県内市町村区域内に居住し、住民基本台帳、又は外国人登録されている方です。

ただし、学校等に在学し親元より離れ住居を受けて生活している方は、登録の有無にかかわらず加入できません。

対象となる交通災害は
①自動車等に伴う交通事故
②電車等に伴う交通事故
で、単に歩いてけがをしたというものは該当しません。

また、飲酒運転による交通事故や、医師による実治療日数6日以下のものも該当しません。

また、交通災害に遭われても軽いけがと思つて警察に届けな

いでも済ませてしまふ場合があります。しかし、どんな小さい交通事故でも警察へ届け出て交通事故証明書を受けるようにしてください。

交通災害は誰もが遭いたくないと思つていません。しかし、いつ、どこで遭うかわかりません。ぜひこの機会に加入して万一の交通災害に備えましょう。

小須戸町の交通事故件数

| | 平成10年 | 平成11年 | 増減数 | 増減率 |
|-----|-------|-------|------|-------|
| 件数 | 50件 | 42件 | -8件 | -16% |
| 死者数 | 3人 | 0人 | -3人 | -100% |
| 傷者数 | 61人 | 48人 | -13人 | -21% |

平成11年1月から12月までの当町における交通事故発生状況は次のとおりです。

◎暮らしと電気安全◎

新聞等で時々見られる「待機電力」、私達の家庭で大変多くなっています。

例えば、リモコンで使用されるテレビやエアコン。更には留守番電話にファックス。これらは使用しなくても若干の電気を消費しています。

おおよそ家庭で消費する電力量の10%は「待機電力」によるものです。

使用しない時は、コンセントから抜いて置くことが省エネにつながります。